仕　様　書

広島市立安佐市民病院における間仕切りカーテン及び窓用カーテン等（以下「カーテン等」という。）の賃貸借について、その仕様は下記のとおりとする。

1　設置場所・種類等

カーテン等の設置場所・種類・数量等は別表のとおりとする。ただし、数値は大要を示すものであり、受注者は、契約期間が始まるまでに現場実測したうえで発注者と協議し、詳細を決定するものとする。

2　カーテン等の仕様

カーテン・暗幕・カーテンフック等の仕様については次のとおりとする。なお、予備カーテンについても同様とし、所定のクリーニングを終えたものであること。

⑴　カーテン本体

①　素材はポリエステルであること。

②　消防庁認定の難燃繊維であること。

③　３０回以上の洗濯に耐えられ、洗濯堅牢度は５級、耐光堅牢度は４級以上であること。（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。

④　熱湯（８０℃）消毒を行って、収縮度が巾、丈共に１．０％以下であること（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。

⑤　抗菌性能は最低１０回以上のクリーニングに耐えうる抗菌性を有すること（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。

⑥　カーテンは、縫い合わせのない一体構造で、無地部分に性能劣化のない糸（例：カーボン糸）を５０㎜以下の間隔で編みこんだものであること（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。

⑦　ＭＲＳＡ増殖抑止効果のある抗菌糸を使用すること。

⑧　上部ネット部分については、十分な長さを設けることとし、スプリンクラー散水透過率が６５％以上であること（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。

⑨　カーテンフック取付箇所は、ポリエステル１００％のテープに縫着したものとする。また、取付部分の強度強化のため、カーテンフックの固定部分は連続的にテープによるかぶせ縫いによる仕上げとし、フック部分の芯地は二重縫製とすること。

⑵　カーテンフック

①　クリーニングに長年耐え得るよう錆びにくい素材（例：ステンレス（SUS304）製）とする。

②　カーテン本体に縫い付け、または、これに準ずる方法で取り付けるものとし、容易に脱落しないものであること。

③　クリーニング時に絡まることのないよう工夫すること。

⑶　その他

①　クリーニングにより著しく商品価値が低下しないものであること。

②　防炎ラベルは、カーテン１枚ごとに見えやすい場所に縫い付けること。

③　サイズを記入したラベルは、カーテン１枚ごとに縫い付けること。

④　暗幕は遮光１級以上であること。
⑤　シャワーカーテンは撥水性能を有するものであること。
⑥　カーテンをまとめるための紐を付属させること。
⑦　ベッド廻り用カーテンについては、磁石式のランナーを付属させるなど用途に応じた処置を講じること。
⑧　ヒダの有無等については以下のとおりとする。変更がある場合は、発注者と受注者との協議のうえ、決定すること。
ア．間仕切り用　ヒダなし
イ．窓廻り用　　ヒダは1.5倍とする。

３　カーテンのメンテナンス等
⑴　メンテナンスの方法
①　作業行程表の作成
メンテナンスの実施に当たっては、発注者と協議のうえ各部署・各病棟の作業行程を作成するとともに、これを提出して発注者の了承を得るものとする。
②　カーテンの取り外し、予備カーテンの取り付け
カーテンのクリーニング時における交換は、病室内での作業であることを考慮し、予備カーテンを十分に用意し迅速かつ短時間にて行うこと。
③　カーテンのクリーニング・点検補修・仕上げ
クリーニング工場におけるクリーニングの工程は、洗い・濯ぎ・脱水・プレス仕上げを基本とし、抗菌加工を施すこと。なお、洗いについてはドライクリーニングではなく、湯洗いとする。
クリーニング時には、必ず定期点検（カーテンフック、カーテン本体のほつれ・破れ）を行い、必要に応じて補修を行うこと。
クリーニング仕上げ時にも、再度、カーテンの点検を行うものとし、補修箇所があったときには速やかに補修すること。
④　予備カーテンの取り外し、クリーニング済みカーテンの取り付け
予備カーテンの設置期間が短期間となるよう留意すること。（メンテナンス１回につきおおよそ２０日間程度）
⑤　カーテンレールの点検補修
メンテナンス時には必ず定期点検を行い、必要に応じて補修を行うこと。
大規模な補修等が生じた場合には、発注者と協議して作業にあたること。
⑥　メンテナンスの完了
メンテナンスが完了したときは、完了届を提出するとともに、病棟師長及び事務室担当職員の検査を受けるものとする。
なお、完了届には補修箇所も明記するものとする。
⑵　メンテナンスの種類
メンテナンスの種類は、定期及び臨時とする。
定期メンテナンスは年１回又は２回行うものとする。（別表のとおり）
臨時メンテナンスは破損や血液・薬品・便・尿等で汚染されたときなど､発注者がメンテナンスを必要と認めた場合に、メンテナンス依頼時から速やかに行うものとする。

⑶　カーテン管理台帳の整備

維持管理を円滑に行うため、受注者はカーテン毎の規格・設置場所等を明記した管理台帳を作成するものとする。

また、発注者が必要と認めた場合又はカーテンの設置枚数等に変更があった場合には、発注者にこれを提出するものとする。

⑷　留意事項

①　作業に従事する従業員は、受注者名入りの統一した衣服を着用すること。

②　従業員には、次の事項を遵守させること。

ア　品位を保ち、入院患者等に対し不快感を与えるような言動をしないこと。

イ　節度あるきびきびした作業を行うものとし、だらだらした作業、話しながらの作業をしないこと。

ウ　休憩は、指定した場所で行うものとする。特に作業の途中で休憩するときは、機具資材等を１箇所にまとめ、通行の障害とならないよう整頓してから行うこと。

4　その他

⑴　受注者は、履行開始日までにカーテン設置場所の確認及び実測を行い、履行開始日に遅滞なく設置しなければならない。

⑵　受注者は、カーテン等の設置・更新に当たり、従前の受注者及び発注者と連携を図り、病院業務に支障が生じないよう対応すること。

⑶　カーテン等の破損・事故に伴い発注者から受注者に連絡があった場合、受注者はカーテンや付属部品等の交換等の対応を迅速に行うこと。

⑷　カーテンの品質・色柄等に変更がある場合は、受注者は製品仕様を示す資料及び見本品等を発注者に提出し、発注者の了承を受けること。

⑸　履行期間中に新たにカーテンを設置する必要があると発注者が認めた場合は、受注者はメンテナンス時に使用する予備カーテンを無償で設置すること。ただし、カーテン数量（臨時メンテナンス分を含む）に著しく変更又は増減があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、契約金額等を変更できるものとする。

⑹　受注者は、この契約が満了したとき又は解除されたときには、カーテンの撤去・更新作業について、新規の受注者及び発注者に対し良心的に協力するものとする。

⑺　この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。

（別　紙）

支払内訳書

委託料は、下表の区分に応じ、請求のあった日から３０日以内に支払うものとする。

（支払金額内訳）

区　　分		支払金額
平成29年度分	４月分	円
	５月分	円
	６月分	円
	７月分	円
	８月分	円
	９月分	円
	１０月分	円
	１１月分	円
	１２月分	円
	１月分	円
	２月分	円
	３月分	円
	小　計	円

区　　分		支払金額
平成30年度分	４月分	円
	５月分	円
	６月分	円
	７月分	円
	８月分	円
	９月分	円
	１０月分	円
	１１月分	円
	１２月分	円
	１月分	円
	２月分	円
	３月分	円
	小　計	円

区　　分		支払金額
平成31年度分	４月分	円
	５月分	円
	６月分	円
	７月分	円
	８月分	円
	９月分	円
	１０月分	円
	１１月分	円
	１２月分	円
	１月分	円
	２月分	円
	３月分	円
	小　計	円

区　　分		支払金額
平成32年度分	４月分	円
	５月分	円
	６月分	円
	７月分	円
	８月分	円
	９月分	円
	１０月分	円
	１１月分	円
	１２月分	円
	１月分	円
	２月分	円
	３月分	円
	小　計	円

合　計	円

※　金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。